

賀茂別雷神社文書 延徳年間における 土田庄公用銭算用状研究にむけて

——未翻刻史料の紹介——

Toward a Study of the Income and Expenditure Reports Regarding the Tribute in
Tsuchidano-shō in the Entoku Era (Records of the Kamo-wake-ikazuchi Jinja):
Introduction of Unreproduced Historical Materials

三光寺由実子

Yumiko SANKOJI

1. はじめに

日本会計史研究において、江戸時代以前の会計史料については今日に至るまで、ほぼ等閑視され続けている。それがゆえ、日本会計史の既存研究では、江戸時代以前の会計史料の位置づけは十分に検討されることがなかった。希少な先駆的研究の中では、江戸時代の有力商家で実施されていた「和式帳合（西洋式簿記、すなわち複式簿記に対しての呼称。その他「和式簿記」、「伝統簿記」、「帳合法」などと称す。）」を、複式簿記が日本に到来する、明治期以前の到達点と捉えるのが、概ね共通する見解である¹⁾。

他方、中世日本の寺社の算用状²⁾についての記帳方法の意義や、記帳体系と寺院経営の整合性の検討、あるいは記録者がもった会計的思考の変遷などを究明することは、未だほぼ行われていない³⁾。一方で、会計史領域において、宗教組織の会計史研究は、現在国際的にも特に着目されている研究分野の一つである⁴⁾。

このような現状を鑑み、本研究は、「日本中世寺院会計史」構築の一端を担うべく、賀茂別

1) 例えば小倉 [1977], [1978], 田中 [2014]。

2) そもそも、国衙の官物や荘園年貢などの数量を郡郷司や荘官などの納入側で計算して納入先に報告することを「遂結解（けちげをとぐ）」といい、その報告書を「結解状」、「結解帳」、また「結解注進状」ともいった。史料上早い用例として、寛平六年の官符に、「結解帳」という文言がある。中世に入って、単に数量を計算する意味の「算用」という語が広く用いられるようになると、結解状を算用状と呼ぶ例が現れ、さらに、室町時代に入って結解状はほぼ消滅した（相田 [1949], 佐藤 [1992]）。

寺院に残る算用状の種類には、「荘園算用状」、「寺内算用状」がある。前者は、荘園現地で作成して荘園領主たる寺院に提出したものである。後者は、「荘園算用状」をもとに法会や諸行事の実施に関する経費や収支計算のために、寺内の実務担当者が作成した寺内算用状である（阿諏訪 [2004] 182頁）。

なお、本稿において、算（散）用状は「算」用状と表記を統一する。また以下、算用状の現史料において土田「庄」という文言が多く確認されることから、土田庄や金津庄など各荘園名は「庄」を用い、それ以外の場合には、基本的には「荘」を用いる。

3) しかしながら、例えば田中 [2020] が室町期の東寺の会計をテーマにしていることから、確実に中世に目を向けた会計史研究は増えていくと考えられる。

4) 例えばCorderly [2015]。

雷神社文書における算用状ならびにその関連文書の機能を考究するものである。賀茂別雷神社文書は、宗教法人賀茂別雷神社（以下上賀茂社と称す）⁵⁾が所蔵する、古代から近世にかけての13,500点を数える古文書群である（京都府教育委員会編〔2003〕『京都府古文書調査報告書第十四集 賀茂別雷神社文書目録』（以下『目録』と略す）凡例）。これら古文書類は、各時代に神社と関係する組織や家において、運営上必要があり、大切に保管されたことによって今日に伝来し、上賀茂社の歴史のみならず、政治史、経済史、芸能史などの歴史学、あるいは古文書学を研究する上で、高い史料価値を有している⁶⁾。『目録』に収められた、同文書の総数約13,500点の中で、算用状と名づけられた文書は約2,800点である。すなわち、算用状は同文書の20パーセント以上を占めている。当該文書の算用状は、未開拓な研究領域たる日本中世寺院会計史にとって恰好の研究材料といえよう。

その中でも、本稿で取り上げるのが、土田庄公用銭算用状（以下土田庄公用銭算用状と称す）である。土田庄公用銭算用状とは、上賀茂社領たる能登国土田庄で取り立てた公用銭（上賀茂社にとっての収入）から、礼銭（収納確保にかかわるリベート）などの必要経費を差し引くことを基本フォーマットとする、収支計算書の一種である。ただし、この公用銭の取り立てにおいて、上賀茂社は長享3年以降、しばしば土倉野洲井氏が担っていた⁷⁾。これにより、上賀茂社は数か月にも及ぶことのある遠隔地荘園へ赴く手間を委託することができ、そして土倉は取り立てた公用銭から、上賀茂社側の借金を差し引くことで債権の回収を可能とし、いわば、上賀茂社－野洲井間でお互いに利便性の高い仕組みをつくっていた。

そこで、本稿では、土田庄公用銭算用状のうち、延徳年間における未翻刻史料を紹介し、土田庄公用銭算用状にかんする会計史研究の礎を築くことを目的とするものである。

本稿の構成は以下の通りである。「2. 当該史料に関する基礎的事項」では、本稿で紹介する算用状はいかなる史料であるのかについて、(1) 賀茂別雷神社文書の中での位置づけ、および(2) 先駆的な研究による言及、といった視点で説明したい。「3. 当該史料の会計史研究におけるその意義」では、本稿において、なぜ延徳年間の土田庄公用銭算用状の未翻刻部分の翻刻を行うのか、その研究意義について、とくに会計史の観点から説明する。「4. 史料紹介」において、3点の史料の翻刻を提示する。

2. 当該史料に関する基礎的事項

(1) 賀茂別雷神社文書の中での位置づけ

まず、本稿で扱う史料について、賀茂別雷神社に伝来した古文書及び日記・記録類のうち、昭和20年以前に作成されたものを対象として整理した『目録』において、どのような位置づ

5) 京都府京都市北区上賀茂本山三三九に所在。

6) 地主〔2006〕285頁。

7) 東四柳〔2006〕377-378頁。

けがなされていたかを確認したい。

『目録』では、内容的に200通以上にまとまって残る算用状を、一 職中算用状⁸⁾、二 番衆算用状、三 御結鎮銭算用状、四 諸国庄園算用状、五 算用状一般、六 請取状・預状、と六つに分類している⁹⁾。

土田庄公用銭算用状は、賀茂別雷神社文書の算用状のうち、「四 諸国庄園算用状」に属する。諸国庄園算用状とは、賀茂別雷神社文書の中で、各庄園からの公用銭収納に際して作成され、氏人物中¹⁰⁾に注進された算用状及び公用銭請取状を中心とした、249通が該当する。そして、諸国庄園の中でも能登国土田庄は、上賀茂社の地方に所在した社領庄園のうち、戦国末期に至るまで断片的ながら年貢の進納を続け、同社の経済を支えた社領である。『目録』によると「四 諸国庄園算用状」に属する土田庄にかんする算用状は、文明17年から天正9年までの130通である¹¹⁾。

なお『目録』には、土田庄と上賀茂社の関係性および、公用銭収納についても記述があるが、同じ著者が後に記載した東四柳[2006]に基づき、以下その内容に触れる。

(2) 先駆的な研究における言及

ここでは、土田庄公用銭算用状に関して、既存研究、とりわけ日本史領域の言及についてみていく。本稿においては、先駆的な研究といえる須磨[2005]¹²⁾および先にも述べた東四柳[2006]

8) 「職」とは沙汰人のことである。沙汰人の職務は、惣中の財務であったと考えられる(須磨[1992]110-111頁)。

9) 一 職中算用状は、氏人物中における月例の収支決算報告書というべきもので、惣中の経営を知る上での基礎史料となる文書である。ただし、月末に当該月分を作成することが恒例化する時期は、16世紀半ば以降のことで、永禄初年頃までは、数ヶ月分をまとめて決算しているもの、また月の半ばの日付を持つものなどが含まれる。

二 番衆算用状は、各番衆(約140名いる氏人を一番衆から十番衆までの十番に編成、氏人物中の内部組織として、神社運営の機能を分担)が氏人物中に報告するために作成した算用状が中心である。約400通残るが、天正17年から寛文4年までの期間に集中している。

三 御結鎮銭算用状は、御結鎮銭(小野郷を除く境内六郷の田地に対して賦課された段別銭)出納につき、①御結鎮銭の出納を担当した目代が職中に対し注進するために作成した算用状、②御結鎮銭納方につき職中で作成した帳面、③御結鎮銭収納に際し作成された返抄の案文の三種が多く伝わる。277通が該当する。

四 諸国庄園算用状については、本文に記載の通りである。また、ここでは『目録』の記載にしたがい、「庄」園と表記している。

五 算用状一般とは、上記四種以外の算用状である。

六 請取状・預状とは、算用状作成の前提となる請取状・預状類である(『目録』752-758頁)。

10) 上賀茂社には、古代以来賀茂県主の後裔である氏人の集団が存在した。それは、今日の賀茂県主同族会に連なっているものである。当該氏人集団は、中近世を通じて「惣中」を形成し、その組織を維持した(須磨[1991]133頁)。

戦国期における氏人物中の経済的基盤の一つとして惣中知行の地方諸庄園があり、ここに本研究において、翻刻の対象とする土田庄も該当している(須磨[1991]142-147頁)。

11) 『目録』755頁。

12) 須磨[2005]にはその他多数の論考が収められているが、本稿において須磨[2005]といった場合には、当該書「III 庄園の経営 三 土倉による庄園年貢収納の請負について一賀茂別雷神社の所領能登国土田庄の年貢収納に関する土倉野洲井の活動一」を指すこととする。

須磨[2005]の初出論文は以下の通りである。

須磨千穎[1971]「土倉による庄園年貢収納の請負について一賀茂別雷神社の所領能登国土田庄の年貢収納に関する土倉野洲井の活動一」史学雑誌、第80編第6号、1-43頁。

を取り上げる。以下では、土田庄から上賀茂社への年貢収納の手法や、上賀茂社にとっての土田庄の位置づけがよく分かる東四柳 [2006]、本稿の翻刻対象たる史料とも研究対象とする時期が重なり、算用状についての詳細な研究を行っている須磨 [2005] の順に概説したい。

東四柳 [2006] における言及

東四柳 [2006] では、地方に所在した上賀茂社領のうち、能登国土田庄ならびに加賀国金津庄について、平安時代から戦国末期までの年貢収納の経緯を対比して説明している¹³⁾。能登国土田庄は、能登国羽咋郡の北域に位置し、眉上山系西側の山麓部（山方）と、そこから北西方に少しく隔たった日本海沿岸部（浦方）の二つの地域から構成されている。それは、現在の石川県羽咋郡志賀町の山際たる加茂地域と海沿いの志加浦地域の一部に比定できる。土田庄は保延2年に広大な荘域をもって成立したが、やがて後白河親政期とこれに続く後白河院政期の、保元新政により、新立の寺社領荘園に対する規制が強まった。そのため、承安元年に院庁下文をもって、上賀茂社領としての土田庄の荘域は著しく削減されたものと考えられる¹⁴⁾。

土田庄における、上賀茂社の年貢収納については、「公用銭（年貢）」方式が採られている。これは、代官が荘園領主から請け負った年貢契約高（銭）を京都において銭納するものである。都市在住の荘園領主が、実質的な地方の荘園経営を放棄し、契約年貢高（銭）を收取することのみを目的としたものから成立したものである。そのため、荘園経営の実質的な権限は、請負代官の側にあった。土田庄については、文明17年以降、公用銭の収納状況が把握できる。代官は室町期以来、能登守護の畠山氏が請け負い、戦国期を通して変わることがなかった¹⁵⁾。

このような土田庄の公用銭の収納は、能登に催促のため下向した賀茂使が、守護方代官からそれを受け取ることで行われていた。賀茂使は下向ごとに三ヶ月間あまりの長期滞在を続け、その都度、守護畠山氏夫妻などに収納確保にかかわるリベートとして、各自に銭2貫文から100文ほどの礼銭を贈り、少しでも多額の公用銭を得るように心がけた。しかしながら、公用銭収納後、賀茂使の上り下りに際する路銭・給分や滞在費、礼銭などを差し引くと、上賀茂社が手にした額は大きいものではなかった。また、土田庄の公用銭の算用は、社務領ではあったものの、同社の神職集団たる氏人物中に握られていた。戦国前期においては、土田庄から上賀茂社に進納された公用銭は、社務と氏人物中の間で、折半することとなっていた¹⁶⁾。

長享3年から永正元年の間には、室町幕府の納銭方（洛中の酒屋・土倉役収納の請負者）

13) なお、加賀国河北（加賀）郡内（現在の石川県かほく市のほぼ全域に比定できる）の加賀国金津庄も同時期に同庄とともに上賀茂社における社領荘園であった（東四柳 [2006] 367-368頁）。

14) 東四柳 [2006] 368頁。

15) なお、金津庄についても、公用銭（年貢）方式が採用されていた（東四柳 [2006] 368-375頁）。

16) 東四柳 [2006] 375-377頁。

を勤めた、京都の土倉である野洲井助秀・宣助父子¹⁷⁾とその配下の者が、賀茂使となり、しばしば能登国に下向し、土田庄の公用銭の収納を行った。これは、当時上賀茂社が、土倉の野洲井に多額の借金を負っていたことを受け、土田庄の公用銭収納を野洲井に委ねることにより、野洲井が賀茂使として現地に下り、収納額のうちから下向時の必要経費に加え、以前からの上賀茂社への貸付分を差し引いて、残額を上賀茂社に上納するというものであった¹⁸⁾。

須磨 [2005] における言及

須磨 [2005] (須磨 [1971] の改稿版) では、上述の野洲井宣助が作成した土田庄公用銭算用状が残る、延徳3年から永正元年までを、三つの時期に区分している。一つは、野洲井が土田庄公用銭の運上を恒常的に行った延徳2年から明応6年までであり、二つは関係が中断する明応6年以降文亀2年までのおよそ5年間であり、三つは、野洲井の能登下りが再開する文亀2年以降である。

第1期においては、野洲井が作成の算用状であるにもかかわらず、多数の朱の加筆がある。算用状においては、野洲井が取り立てた公用銭のうち、必要経費ならびにさらには上賀茂社の借錢についても差し引き、上賀茂社に残額を納めるというのが基本的な形式であるが、上賀茂社において土倉の経費を再度検討し、認め得るもののみを合点で表し適宜加筆もした後、再計算した上で、土倉の未払額を計上するに至っている。第2期については、①野洲井と上賀茂社領の市原野の知行権 (おそらく借錢の抵当に入っていた) を巡る相論、②野洲井の納めた悪銭混入問題、③小袖屋 (商人の屋号) の上賀茂社に対する債権を、野洲井が勝手に土田庄公用銭京着分から納入、という問題が原因で、いったん土田庄公用銭の運上の関係が途絶える。第3期においては、野洲井による土田庄公用銭の取り立てが再開される時期であり、この時期より少し前からは、土田庄公用銭算用状において、赤字決算になっており、上賀茂社の野洲井に対する債務が雪だるま式に膨らむと共に、もはや上賀茂社で加筆修正することもなくなっている¹⁹⁾。

本稿で、翻刻の対象とするのは、土田庄公用銭算用状のうち、須磨 [2005] の区分でいうところの、第一期に属するものである。すなわち、野洲井が上賀茂社に対する土田庄公用銭の運上を恒常的に行った時期である。以下においては、なぜ、当該史料の研究を見据え、翻刻する必要があるについて、会計史的観点より述べたい。

3. 当該史料の会計史研究におけるその意義

今回翻刻を示す各算用状は、途中までは翻刻され、加能史料編纂委員会 [2003] に収められ

17) 須磨 [2005] によると、助秀は五郎衛門助秀ともいい、また宣助は (別名小五郎ともいうが) 後年、五郎左衛門尉と改めて称しており、その名乗りが似通っていること、また花押もよく似ていることから、親子の可能性が浮上している。その一方で、親子である確証はない (須磨 [2005] 382-383 頁)。

18) 東四柳 [2006] 377-378 頁。

19) 須磨 [2005] 374-420 頁。

ているものの、途中からが未翻刻となっているものばかりである。また、土田庄公用銭算用状の先駆的研究としては、既述の須磨 [2005] が挙げられるが、延徳年間を通して、すべての史料を論考で取り上げているわけではなく、今後、当該算用状の時系列な変化をみる上でも、当該未翻刻部分も含めた内容把握は必須である。

本稿での翻刻の対象は、以下の通りである。

- ・延徳2（1490）年12月30日 土田庄公用銭算用状（II-I-4-103²⁰⁾）の未翻刻部分
- ・延徳3（1491）年7月10日 土田庄公用銭到来算用状（II-I-4-106）の未翻刻部分
- ・延徳3（1491）年11月28日 土田庄公用銭算用状（II-I-4-107）の未翻刻部分

これら3点は、土倉野洲井氏が作成した土田庄公用銭算用状の中でも、延徳年間に作成されたものである。当該時期の算用状は、土倉野洲井と上賀茂社側との双方の手によって書き込みがあり、算用状の上での交流が最も見て取れる。また、それは「野洲井が土田庄公用銭運上に立ち働くに至った直接の機縁が、その賀茂社に対する土倉活動すなわち銭の貸付であったという事実²¹⁾」を明示している。

翻刻部分を示す前に、現時点で考え得る、本史料の会計史的意義を2点述べておきたい。1点目は、会計史研究においては、現存する史料を用いて記述されることがなかった土倉の会計史の一端を知ることが出来るということである。土倉に関する言及については、大森 [1921] が「永正十七年の土倉（トクラ）帳を以て史籍に表はれたる我國最古の商業帳簿なりとす²²⁾。」と、日本の記録上（すなわち現存はしない）最古の商業帳簿は、永正17年の「土倉帳」と言及したことを起点とし、会計史研究において、しばしば商業帳簿作成の先駆的存在として端的に取り上げられてきた²³⁾。

土田庄公用銭算用状は、原始記録というよりは、決算報告の一形態といえ、先の大森説の土

20) 『目録』に付されている分類番号で、IIは保管場所が「土蔵」、Iは文書の分類が「算用状」、4は分類枝番が「諸国庄園」であることを示している。

21) 須磨 [2005] 393頁。

22) 大森 [1921] 779頁。

なお、引用元では、永正十七年の後に括弧を付して、永正十七年の説明をしているが、ここでは割愛している。

23) 土倉に関する日本会計史研究における理解については、以下のような言及がある。

「我国において、現存する最古の商業帳簿は、元和の頃、すなわち江戸時代の初めにおける伊勢富山家の帳簿であり、記録上で最古のものは『集古文書』というものに書かれている永正17年（1520、室町時代）の『土倉帳』（質屋の台帳）であると云われてきた。これは、大正10年（1921）に京都帝国大学の大森研造博士が提唱したものである。その後、この説は大森博士の後輩で、戦後、日本経済史の大家となる大阪大学教授の宮本又次氏に受け継がれ、現在では定説となっているものと考えられる（田中 [2014] まえがき1頁）。」

大森 [1921] がいう土倉に関する史料は、室町幕府が永正17年3月8日付で発布した徳政令の条文である。ただし、史料原本は集古文書ではなく、蜷川家古文書（東京都千代田区、国立公文書館所蔵）の中にある（田中 [2014] 135頁）。

他方、本稿では上記の引用部分の中で、土倉帳が質屋の台帳として位置づけられるのかについては、慎重に判断すべきものと考えている。

倉帳に該当するわけではない。しかしながら、これまで会計史研究においては、「唯僅かに室町時代の末葉に於て土倉帳の存するありしも、その形式内容等知悉し能はざるの状態に在り²⁴⁾。」と、詳細は不明であった、土倉による会計思考を垣間見ることができる、会計史にとって極めて貴重な史料と位置づけられる。

2点目は、土田庄公用銭算用状は、債権債務関係を有する両者によって作成された点である。実のところ、以下で紹介する未翻刻史料そのものは、直接的には、土倉野洲井の手によって書かれたものではない。同時期の土田庄公用銭算用状は、能登へ催促に下行した「賀茂使ないし土倉」および上賀茂社側という両者の手によって作成されており、今回未翻刻史料として紹介するのは、このうち上賀茂社側が記載した「部分」である。しかしながら、今後、延徳年間における土田庄公用銭算用状を網羅的に読み解く中で、土倉と上賀茂社との間で、債権債務を取り巻く会計知識がいかにして共有・伝播されていったのかを実証的に解明するためにも、以下の未翻刻史料の内容を自明のものとするには必須の事項といえよう。

4. 史料紹介

凡例²⁵⁾

- 一、説明註は、() を以て施した。
- 一、摩滅・虫損などにより文字が判読できない場合には、その字数を推定して□で示している。また、当該文字に、推定される文字がある場合には、(カ) と記載している。
- 一、原本の本文以外の部分には「 」を付し、(端裏書)・(紙背)などと傍註している。
- 一、朱字には、『 』を付し、朱線は ————— で示した。
- 一、原本に抹消のある場合には、該当箇所の左傍に、を付し、もとの文字が判読できない場合は、その字数を推定して■で示した。

【翻刻】 延徳11年11月11日 土田庄公用銭算用状 (H-I-4-103) の
延徳11年11月11日 河口藤左衛門尉 久守 (花押) 以降】

(端裏書)

24) 大森 [1921] 782頁。

25) 翻刻に際する表記については、土田庄公用銭算用状の翻刻部分についての掲載元である加能史料編纂委員会 [2003] の凡例を参照している。ただし、その凡例の全てに依拠しているわけではない。例えば、加能史料編纂委員会 [2003] では人名・地名・寺社名・年代などの詳細な説明註を付しているが、本稿では原文の「かい済」に(皆済)を付すなど、翻刻を正確に読むための、最小限の註に留めている。したがって、本稿の凡例は原文の翻刻を提示する上で、必要最低限のものであると解して頂きたい。

「 土田庄公用

延徳二年十二月卅日新さくもん方上」

「丙

二百五十文おして御初を（初穂）

式拾九貫三百文

先社務参分

此内 壹貫四百五十文

御三十講足引之

残式十七貫五百八文

五拾八貫七百十九文總中分 二百五十文おし

此内壹貫八百五十文御三十講足引て初を

十

残 五拾六貫六百六十六文

此内

廿九貫二百九十四文 職中遣方引之

三貫五十文 同十八日十九日御勸定足

残

定式拾四貫二百六十六文』

【翻刻二 延徳三年七月十日 土田庄公用錢到來算用状（II-I-4-106）の
延徳三年 七月十日 修理進（花押）以降】

「 丙

□ 御代神事

六百八十八文

延徳二年四月一日貴布祢御神祭

足未進分美作殿へ渡申、かい（皆）済

二貫三百文

同二年四月御神事色々

引違分筑後守渡申

四貫四十五文

同年七月十日十一日御勸定足

い上七貫卅六文引之

残伍拾参貫百四十文

此内

式拾六貫五百六十五文松下殿分

内

(市丸)

〔残〕拾貫六百八十五文先社務□継平代神事引

皆済定

違分

〔残〕拾五貫九百六十九文

〔並〕八百卅文京着分、但修理進被進分

並拾六貫八百三文松下殿代神事足引請取□

〔貳〕拾六貫五百六十九文 惣分

内

〔七〕貫六百八十五文□市殿継平代神事引違

皆済定返弁

〔残〕拾捌貫八百八十一文

内

拾參貫貳百文 内 同三年二月より七月

至り加之 修理進御口入借物方へ

本り返弁 六文子

貳貫三百文 兵庫助御口入付而錢主

(礼カ)

方へ□契約分返弁

〔六文子〕

二貫七百廿文延徳三年二月廿四日御前橋之

奉加同月より七月至テり加之□

本り返弁

以上拾捌貫六百廿文引候

〔残〕

貳百六十一文当座御□□足

同年七月十一日御算用候畢』

下総前司 (花押)

駿河前司

常陸前司（花押）	右京亮
土佐前司（花押）	修理亮
阿波前司（花押）	肥後守（花押）
越前々司	大膳助（花押）
因幡前司（花押）	大炊助（花押）
美濃前司（花押）	遠江守（花押）
佐渡守	兵庫助
志摩前司（花押）	豊後守（花押）
左近將監（花押）	隠岐守（花押）
長門前司（花押）	伊賀守（花押）
山城前司（花押）	宮内少輔（花押）
三河前司（花押）	筑後守（花押）
	大和前司（花押）
	彈正少弼（花押）

【翻刻三 延徳三年十一月二十八日 土田庄公用鐵算用状（Ⅱ-I-4-107）の
延徳參年霜月廿八日 野洲井小五郎 宣助（花押） 出羽守殿 以降】

定京着

九十二貫三百五十三文内

五百文 おして（カ）初尾 壹貫百八十文下路錢本り

二貫四百六十八文兩庄御勘定足 五百文 □そへ前下時

『八十』 い上 四貫六百四十一文

残八拾七貫七百卅二文内

四十三貫八百六十六文松下殿下

四十三貫八百六十六文 惣分

卅三貫九百六十文 当年九月十月御借錢

本り返弁

五貫百八十文 同四月祝うへ祭料本り

返弁

い上卅九貫百四十三文内

三貫七百文当祝殿御借用未進

是前之（あるいは□加之カ）

定残 八貫七百廿三文
一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

内

壹貫文 大津へ之在庄分

二貫四百廿八文 去年小野郷司不足分
分米一石五斗代和市七升法
十月十一月り二百八十二文加之

縫殿助御渡申

百八十七文 分米一斗二升和市六升三合法
但掃部頭別（あるいは前カ）相伝立□□借
返弁

五百廿二文 分米三斗三升当年法光寺
正税（カ）和市同前、福纏大夫渡申

二貫三百五十九文 当年乘尻方不足但一ヶ
月百卅五文加之

い 上六貫五百三文

百
残壹貫九廿文在之

右同年十一月二算用畢

（紙背）

山城前司（花押）	越前々司（花押）
阿波前司（花押）	土佐前司
常陸前司	三川前司
下總前司	禪正少弼
筑後前司	大和前司
長門前司	宮内少輔
隱岐前司	讃岐前司
掃部頭	伊予守（花押）
出羽守（花押）	縫殿（カ）守（花押）
右京進（花押）	摂津守（花押）
藤光（カ）一大夫（花押）	紀伊守（花押）
乙松大夫（花押）	左馬助

本稿は、東京大学史料編纂所 2020 年度特定共同研究（中世史料領域）「賀茂別雷神社文書の調査・研究」の研究成果の一部である。また、史料翻刻にあたっては、高橋 敏子先生、金子 拓先生のお二人にご助言を頂いた。この場を借りて御礼申し上げたい。

引用文献

- Cordery, C. [2015] “Accounting history and religion: A review of studies and a research agenda”, *Accounting History*, Vol. 20 Issue 4, pp.430-463.
- 相田二郎 [1949] 『日本の古文書 上』岩波書店。
- 阿諏訪青美 [2004] 『中世庶民信仰経済の研究』校倉書房。
- 大森研造 [1921] 「我國在來の商業帳簿」*經濟論叢*, 第 12 卷第 5 号, 775-791 頁。
- 小倉榮一郎 [1977] 「和式帳合法發達の段階的考察」*彦根論叢*, 第 185・186 号・人文科学特集 第 37 号合併, 67-86 頁。
- [1978] 「和式帳合法發達段階の実証」*滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要*, 第 11 号, 1-26 頁。
- 加能史料編纂委員会 [2003] 『加能史料 戦国 III』石川史書刊行会。
- [2004] 『加能史料 戦国 IV』石川史書刊行会。
- 京都府教育委員会編 [2003] 『京都府古文書調査報告書第十四集 賀茂別雷神社文書目録』。
- 佐藤進一 [1993] 「結解」の項（下中 弘編『日本史大事典 第二卷』平凡社）1229 頁。
- 地主智彦 [2006] 「一紙にても取隠し、あるいは加筆いたし、または少しも写取りまじく候一賀茂別雷神社文書の保管と伝来について一」（石川登志雄・宇野日出生・地主智彦編『上賀茂のもり・やしろ・まつり』思文閣出版）284-303 頁。
- 須磨千颯 [1991] 「中世における賀茂別雷神社氏人の惣について（1）」*南山經濟研究*, 第 6 卷第 2 号, 133-147 頁。
- [1992] 「中世における賀茂別雷神社氏人の惣について（3）」*南山經濟研究*, 第 7 卷第 2 号, 107-122 頁。
- [2005] 『莊園の在地構造と経営』吉川弘文館。
- 田中孝治 [2014] 『江戸時代帳合法成立史の研究』森山書店。
- [2020] 「室町期の東寺における莊園と寺院の会計」*経営総合科学*, 第 113 号, 75-140 頁。
- 東四柳史明 [2006] 「加賀国金津莊と能登国土田莊」（石川登志雄・宇野日出生・地主智彦編『上賀茂のもり・やしろ・まつり』思文閣出版）367-382 頁。